

佐々町建設工事総合評価一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐々町財務規則（昭和42年佐々町規則第8号。以下「規則」という。）及び佐々町建設工事執行規則（昭和30年佐々町規則第1号。以下「執行規則」という。）に定めるもののほか、本町が工事請負契約に当たって実施する総合評価一般競争入札に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「総合評価一般競争入札」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が本町にとって最も有利となるものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(対象工事)

第3条 総合評価一般競争入札により契約の締結をする工事は、技術的な工夫の余地や効果が大きい工事において、本町が示す標準的な仕様に対し、施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する工事のうち、佐々町建設工事指名審査委員会（平成11年6月1日施行）において審議決定するものとする。

(学識経験を有する者の意見聴取)

第4条 町長は、総合評価一般競争入札の実施に当たっては、令第167条の10の2第4項及び第5項の規定により学識経験を有する者へ意見を聴くこととされている落札者決定基準及び落札者の決定その他必要な事項に関し、附属機関の設置に関する条例（昭和51年佐々町条例第6号）別表に規定する総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

(入札参加資格条件)

第5条 総合評価一般競争入札の参加資格条件は、次の各号を満たすものとする。

- (1) 佐々町の指名停止又は指名除外の措置を受けていない者若しくは受けることが明らかでない者であること。
- (2) 令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 前各号に掲げる条件のほか、対象工事ごとに特に必要と認める条件を満たしていること。

(落札者決定基準)

第6条 落札者決定基準には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 技術提案、施工管理、経済性等評価における評価項目
 - (2) 評価項目ごとの評価基準、配点
 - (3) 評価の方法及び落札者の決定方法
 - (4) その他必要と認める事項
- (入札の公告)

第7条 町長は、総合評価一般競争入札を行おうとするときは、令第167条の6第1項、規則第61条及び執行規則第16条第2項(ただし、第4号に掲げる設計書を除く。)に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項についても公告するものとする。

- (1) 総合評価方式の方法による旨
 - (2) 落札者決定基準
- (技術資料の提出)

第8条 総合評価一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、提出期限までに、次に掲げる資料(以下「技術資料」という。)を町長に提出しなければならない。

- (1) 技術提案に係る資料
- (2) 企業の施工能力に係る資料
- (3) 配置予定技術者の能力に係る資料
- (4) その他評価に当たり必要と認められる資料

2 技術資料の提出期限後は、既に提出された技術資料の訂正、差し替え及び再提出は認めないものとする。

3 入札参加申請に係る費用は、入札参加者の負担とし、提出された技術資料は、返却、公表及び無断での他の用途への使用は行わないものとする。

(開札)

第9条 入札執行者は、開札後に当該入札が保留である旨を宣言し、次に掲げる事項を告げて入札を終了する。

- (1) 予定価格及び最低制限価格の範囲内の者について総合的な評価を実施すること。
- (2) 落札者は、委員会の審査後に決定すること。

(落札者の決定)

第10条 町長は、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、落札者決定基準によって得られた評価値が最も高い者を落札者として決定するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、規則第 68 条第 2 項の規定により最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、落札者決定基準によって得られた評価値が最も高い者を落札者とする。
- 3 第 1 項及び前項の評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

(入札結果の公表)

第 1 1 条 町長は、落札者を決定したときは、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 入札参加者の商号又は名称
- (2) 入札参加者の入札価格
- (3) 入札参加者の技術評価点
- (4) 入札参加者の評価値

(評価内容の担保)

第 1 2 条 落札者は、提出した技術資料に基づき施工しなければならず、契約の締結に当たり契約上履行すべき事項である旨を工事請負契約書に明示するものとする。

- 2 落札者の技術資料に係る設計変更は、原則として行わない。

(技術提案等が達成されなかったときの対応等)

第 1 3 条 入札参加者の技術資料に、虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合は、佐々町における工事等に係る入札参加者の指名停止措置要領（平成 13 年 12 月 1 日施行）の規定に基づき指名停止等の措置を行うものとする。

(委任)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。